

将来の不安に備えたい場合

任意後見制度



任意後見制度は
本人の判断能力が
衰える前から
利用できます

公証人役場で
任意後見契約を締結し
判断能力が衰えてから
家庭裁判所に
後見申立をします

はい

ただ、後見業務に法律専門職の法的知識が必要な場合や家庭内紛争や虐待が疑われるケースだと弁護士等の法律専門職が後見人になることが予想されます

他にもご家族等信頼できる人に財産管理を任せる財産管理契約というものもあります

私が後見人になってもいいのですか？

わかりました

弟が昔から母親にお金を無心することも多く私が財産管理するとなると、弟は私が成年後見人になることに反対するかもしれません

ちなみに後見人って何をするのですか

NO

身上監護

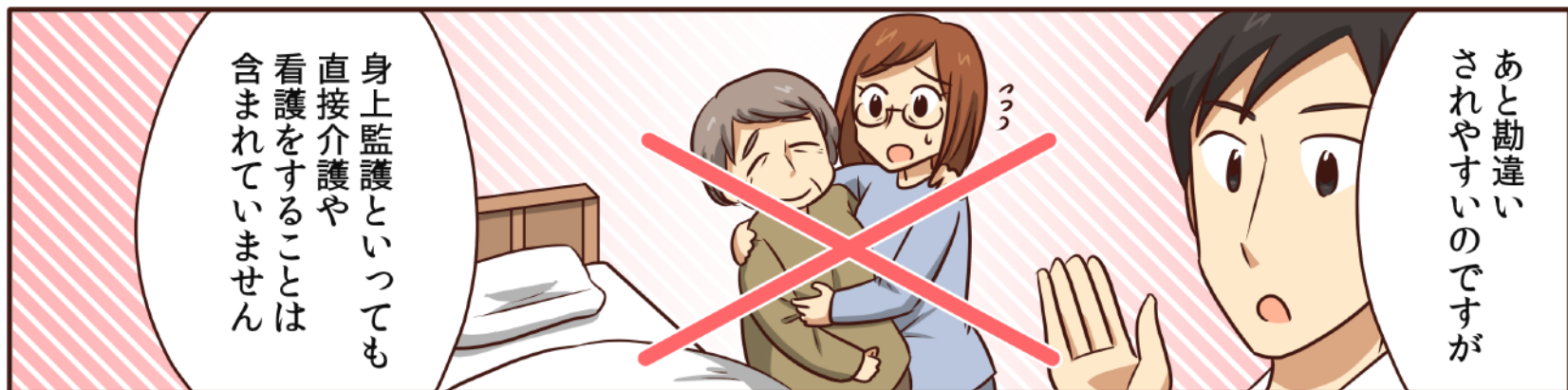
- ・家賃の支払い、契約の更新等
- ・老人ホームなどの介護施設の各種手続や費用の支払い
- ・医療機関に関する各種手続
- ・障害福祉サービスの利用手続等

財産管理

- ・印鑑、預貯金通帳の管理
- ・収支の管理（預貯金の管理、年金・給料の受取、公共料金・税金の支払い等）
- ・不動産の管理、処分
- ・貸地・貸家の管理
- ・遺産相続の手続等

後見人の主な仕事として
身上監護と財産管理の
二つがあります





あと勘違い
されやすいのですが

身上監護といつても
直接介護や
看護をすることは
含まれていません



また、財産目録や年間収支
生活状況や後見事務の
内容を家庭裁判所に
報告することも
後見人の仕事です

わかりました

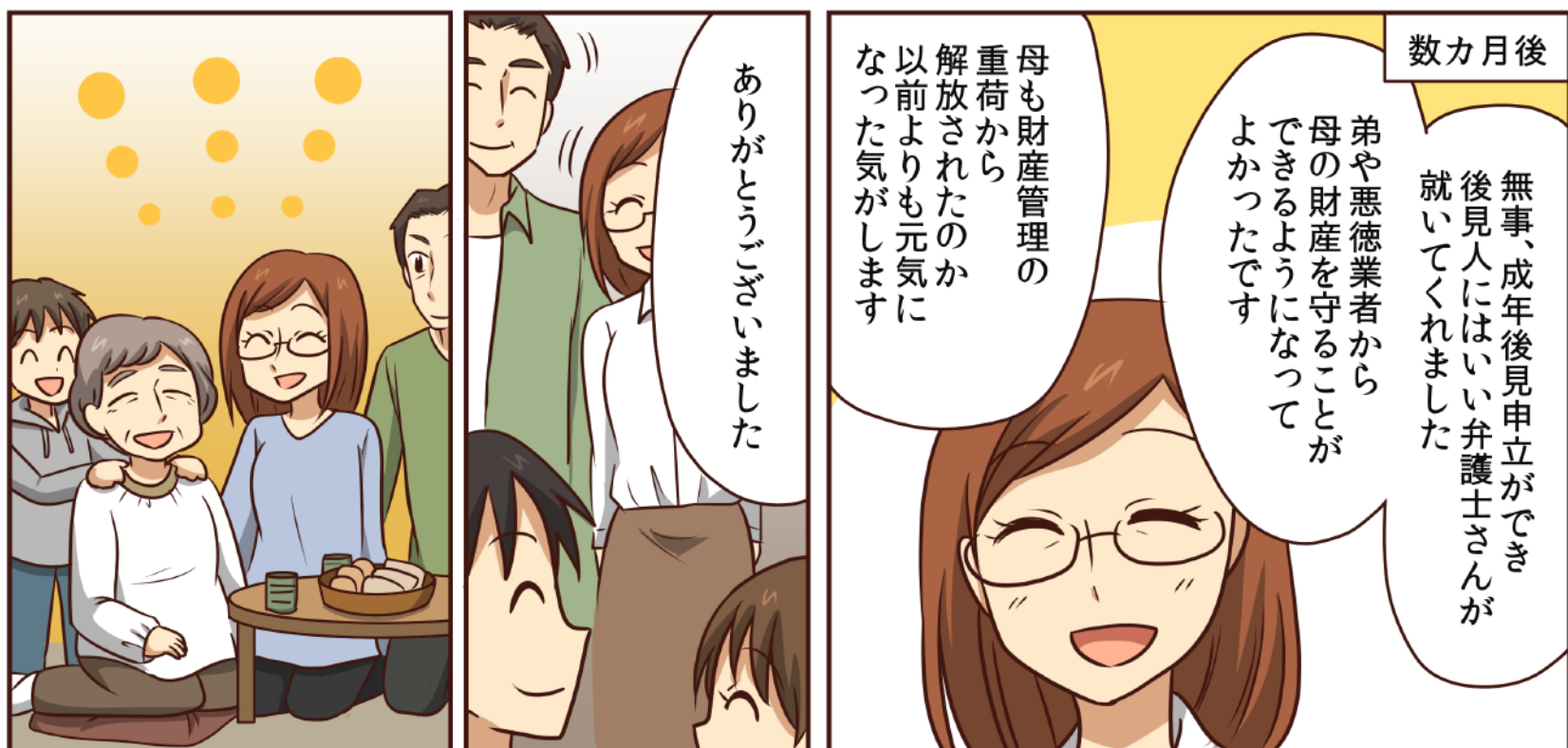
母は多額の生命保険金を
受け取っていて
また父の預貯金、有価証券
不動産等を所有・管理しています

ペコッ
家庭裁判所への申立段階から
弁護士さんに手伝って
もらおうと思います
宜しくお願いします

わかりました



家庭裁判所



数カ月後

無事、成年後見申立ができ
後見人にはいい弁護士さんが
就いてくれました
弟や悪徳業者から
母の財産を守ることが
できるようになって
よかったです

母も財産管理の
重荷から
解放されたのか
以前よりも元気に
なった気がします

ありがとうございました